平成23年4月12日 制 定

(趣 旨)

第1 全国土地改良事業団体連合会(以下「全土連」という。)は、農家負担金軽減支援対策事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2304号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)、農家負担金軽減支援対策事業実施要領(平成23年4月1日付け22農振2305号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。)に基づく償還利息に相当する額の一部を助成するため、要綱第8の5の(1)の規定に基づきこの規程を定め、助成金はこの規程に定めるところにより交付するものとする。

(助成金の交付方法)

第2 助成金の交付は、全土連から事務委託を受けた都道府県土地改良事業団体連合会(以下「地方土連」という。)が、要領別紙3又は要領別紙4に基づき特別型国営事業計画 償還助成事業(以下「計画償還助成事業」という。)の対象地区として指定された地区 の負担金の支払いを行う土地改良区又は市町村(以下「申請者」という。)から提出され、要綱第8の5の(3)により償還計画に基づき全土連が適当と認めた特別型国営事業計画償還助成事業交付申請書(以下「申請書」という。)によって行うものとする。

(助成金の交付期間)

第3 助成金の交付を行う期間は、要領別紙3又は要領別紙4に基づく償還計画の償還期間(以下「償還期間」という。)以内とし、申請書を受理した年度から償還期間の終了する年度までとする。

(助成金の額)

第4 助成金の年交付額は、土地改良法施行令第52条の2第2項の規定に基づき農林水産大臣が定めた利率(独立行政法人水資源機構事業(以下「水資源機構事業」という。)の土地改良区負担金又は市町村に負担させる負担金に係る助成金の年交付額にあっては、独立行政法人水資源機構法施行令第34条の規定に基づき独立行政法人水資源機構が土地改良区負担金を負担する土地改良区と協議して定めた率)による当該年度の償還額から、利率を要領別紙3又は要領別紙4に定める利率として当該年度の償還額と同様に算出した額を控除した額以内とする。

(助成金交付の申請)

- 第5 全土連は、要領別紙3の第4の1又は要領別紙4の第8の1により農林水産省農村 振興局長(以下「農村振興局長」という。)から通知を受けたときは、関係地方土連に 通知するものとする。
- 2 助成金の交付を受けようとする申請者は要領別紙3の第6の1又は要領別紙4の第1 0の1に基づく申請書をもって、助成金の交付を受けようとする年度の12月末までに 地方土連へ申請するものとする。

(助成金交付の承認)

- 第6 地方土連は、要綱8の5の(2)及び要領別紙3の第6の1又は要領別紙4の第10 の1に基づき、申請者より助成金交付の申請があった場合は、申請書の内容について確 認し、別紙様式第1により申請書の写しを全土連へ送付するものとする。
- 2 全土連は、地方土連より申請書の送付があった場合は、要領別紙3の第6の2に基づき要領別紙3の第4の1による農村振興局長からの通知又は別紙4の第10の2に基づき要領別紙4の第8の1による農村振興局長からの通知と照合し、償還計画における償還助成額等について審査を行い、別紙様式第2により審査結果を地方土連へ通知するものとする。
- 3 地方土連は、全土連より適当と認める旨の通知があった場合は、当該申請者へ別紙様 式第3に示す特別型国営事業計画償還助成事業助成金交付承認通知書を交付するものと する。
- 4 地方土連は、全土連より不適当と判断される旨の通知があった場合は、当該申請者からの申請を差戻しできるものとする。

(助成金の交付)

第7 地方土連は、当該申請者に対して第6の3により特別型国営事業償還計画助成事業 助成金交付承認通知書を交付した場合、第3による償還期間について各年度の3月末ま でに、助成金の交付を行うものとする。

ただし、水資源機構事業の土地改良区負担金又は市町村に負担させる負担金に係る助成金の交付は、各年度の2月末までに行うものとする。

(助成金の返還等)

第8 地方土連は、計画償還助成事業助成金の交付を行っている土地改良区又は市町村に おいて、要綱第8の6に定める使途以外に助成金が当てられたと認められた場合には、 適当でないと認められた額を返還させるものとする。

- 第9 地方土連は、計画償還助成事業助成金の交付を行っている土地改良区又は市町村に対して、助成金を交付した後その交付した額の全部又は一部が適当でないと認められた場合は、適当でないと認められた額を返還させるものとする。
- 第10 地方土連は、計画償還助成事業助成金の交付を行っている土地改良区又は市町村の 責めに帰する理由により要綱、要領、水機構要領及びこの規程に違反した場合は、既に 交付した助成金の全部又は一部を返還させることが出来るものとする。

(納付金の納付)

- 第11 地方土連は、要領別紙3の第6の3及び要領別紙4の第10の3に定める納付金について、土地改良区又は市町村に対して速やかに、納付すべき期日を定めて、通知をするとともに協会にもその旨通知するものとする。
- 2 地方土連は、前項により納付させた納付金は、納入後速やかに全土連に送金するものとする。

(報告等)

- 第12 地方土連は、計画償還助成事業助成金の交付を行っている土地改良区又は市町村に対し、助成金に関する報告を求め、又はその職員をして当該交付金に関する帳簿、書類等の調査を求めることが出来るものとする。
- 第13 計画償還助成事業助成金の交付を受けている土地改良区又は市町村は、その期間中に地方土連より助成金に関する報告を求められ、又はその職員をして当該交付金に関する帳簿、書類等の調査を求められた場合は、これに協力するものとする。

附則

この規程は、農村振興局長の承認のあった日(平成23年4月25日)から施行する。

 (文書番号)

 平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会 会長 殿

全国土地改良事業団体連合会 会長 事務受託者 〇〇県土地改良事業団体連合会 会長

特別型国営事業計画償還助成事業交付申請書の送付について

○○土地改良区理事長(又は○○市町村長)より国営○○土地改良事業(○○○)(又は水資源機構○○事業)について、特別型国営事業計画償還助成事業の助成金交付申請があったので、別添の通り交付申請書(写し)を送付する。

平成〇〇年度 特別型国営事業計画償還助成事業交付金申請調書

地	区	名		
県		名		
交 付	申請	者		
申請	年 月	日		
償	置 年	度	年度~	年度
当該年	E 度 償 還	額		
申請交付額				

送金先

- (1) 金融機関名
- (2) 口座名義人
- (3)口座種別
- (4) 口座番号

国営○○土地改良事業地区償還計画書(○○○改良区又は○○市町村)

地	区	名	県	名	県への地元償還金納入者	計画償還助成事業交付金申請書

(単位:円)

番号	年		償	(○○改良区又	計画償還助成事業							
		度	県	地	元	計	(○○改良区又 は○○市町村) 償 還 額	交	付	申	請	額
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
1 0												
1 1												
1 2												
1 3												
1 4												
1 5												
1 6												
1 7												
1 8												
1 9												
2 0												
2 1												
2 2												
2 3												
2 4												
2 5												
合		計										

注)地区全体の償還計画パターン図(当該改良区又は市町村分を明示したもの)、及びその他必要な資料を添付する。

(文書番号)

平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会 会長 事務受託者 〇〇県土地改良事業団体連合会 会長 印

全国土地改良事業団体連合会 会長 印

特別型国営事業計画償還助成事業の交付申請について

平成〇年〇月〇日付け〇〇〇により送付のあった国営〇〇土地改良事業(〇〇〇)(又は水資源機構〇〇事業)における特別型国営事業計画償還助成事業交付申請書については適当と認められるので(不適当と判断されるので)通知する。

(別紙様式第3)

特別型国営事業計画償還助成事業助成金交付承認通知書

 (文書番号)

 平成 年 月 日

○○土地改良区理事長 又は○○市町村長

殿

全国土地改良事業団体連合会 会長 事務受託者 ○○県土地改良事業団体連合会 会長 印

平成○年○月○日付け○○○で特別型国営事業計画償還助成事業の助成金交付申請のあった国営○○土地改良事業(○○○)(又は水資源機構○○事業)についてはこれを承認する。